

## 凡例

### 1. 地点番号について

地点番号は、

イ. 関東本土部 1□□～7□□

ロ. 関東島嶼部 6-□□

〈—伊豆諸島〉

ハ. 関東近接周辺部 8□□～12□□

のごとくあらわす。番号の頭の1～12は、県名をあらわす。そのあと□□は各県内の地点ナンバーをあらわす。(北から南に付している。)その内訳は次のとおりである。

101～140	栃木県	901～902	新潟県
201～246	茨城県	1001～1002	長野県
301～350	千葉県	1101～1102	山梨県
401～438	群馬県	1201～1202	静岡県
501～531	埼玉県		
601～614	東京都本土部		
6-15～6-37	東京都島嶼部		
701～724	神奈川県		
801～802	福島県		

なお本地図には、国立国語研究所式地点番号表示法による場合の、全国大区分わく縦・横番号をもあわせ付している。

### 2. 方言事象に対する施符のしかたについて

原則的には、方言事象分布の傾向を考慮に入れて

- (1) 。 符 号——全域分布性方言事象または共通語的性格の方言(点系符号) 事象表示に主として用いる。
- (2) 丸 系 符 号——主に栃木・茨城県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (3) 三角系符号——主に千葉県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (4) 四角系符号——主に群馬・埼玉県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (5) 菱形系符号——主に東京都・神奈川県に分布する方言事象の表示に主として用いる。
- (6) 特 殊 符 号——孤立分布的特異方言事象  
主に島嶼部に分布する方言事象 } の表示に主と  
主に周辺部に分布する方言事象 } して用いる。

のように用いる。ただし、次の場合には、上記の原則には、かならずしもしたがわない。

①方言事象に符号を与えるに際しては、

イ. 方言事象間の相関性に即応した施符

ロ. 方言事象の分布傾向に即応した施符

という2つの条件が同時に要請される。その条件を同時に満足させるようにおこなう施符が理想にちがいない。しかし、事実は、方言事象間の相関性と方言事象個々の分布傾向とは、かならずしも呼応が調和的であるわけではない。したがって、本書では、イに重点をおいた施符になっている場合もあれば、ロに重点をおいた施符となっている場合もある。

②事象分布の地図上における視覚的効果を格別に考慮しようとする場合

③同種類の語彙事項を見ようとする地図が2枚以上ある場合——その場合は、原則として、各地図とも、施符のしかた、施符のきまりを統一している。

〔例〕「Map114 おこってください」と  
「Map115 おこられる」

### 3. 地図各地点上への符号押印のしかたについて

調査項目に対する方言事象が当該地点において

- (1) 1種(単存)の場合——地点の位置の真上、ないしは、位置に上接させて押印することを原則とする。(地点番号は、地点の位置

のごく近接した下側に付している。)

〔例〕 • は地点の位置を示す

(2) 2種以上(並存)の場合——下図のように押印する。

③

①・②

④ • は地点の位置を示す

1・2・3・4の押印順序は、調査時、インフォーマントより回答された順序にしたがうようなるべくつとめた。

〔例〕 • は地点の位置を示す

### 4. 各地図の標題等に見られる下線について

〔例〕 Map114 おこってください

下線をほどこした部分に注目するのだという意をあらわす。

### 5. 地図の注欄等に見られる-I K-[-i]([y-])等の「-」について

- (1) -I [-i] の「-」——子音音素または子音一般をあらわす。
- (2) K- [y-] の「-」——母音音素または母音をあらわす。

### 6. 各地図の事象符号凡例欄について

〔例〕  
△ MAIMAITSUBU  
▲ MEEMEETTSUBU <MEMETSUBU<sub>316</sub>も、<sub>320</sub>>  
◆ MEEMEETSUBO

上例中の

- (1) △▲◆などの符号——その右側の事象をあらわす。
- (2) < >の中のMEMETSUBU  
——見出しのMEEMEETTSUBUとは形が異なるが、  
MEEMEETTSUBUに準ずること、したがってこの場合も◆  
の符号であらわすことを意味する。
- (3) < >中の「も」——「も」のついた番号の地点で  
は、見出しのMEEMEETTSUBUという事象と同時に  
MEMETSUBUという事象もあるという意をあらわす。
- (4) < >中の<sub>320</sub>——「も」のついていない、単なる地点番号  
のみの場合は、その地点では見出しのMEEMEETTSUBUはなく、< >中の事象のみが存することをあらわす。(したがって、<sub>320</sub>の地点ではMEMETSUBUのみが存することになる。)
- (5)



こういった、符号表示に際しての左右の出入りについて——本書では、符号表示の左右出入りが、最高で三段階になっている。  
右にさがるものほど、左のものからの派生的事象であることを  
あらわす。

### 7. 方言事象の表記について

〔例〕 “SAMUKAった”

- (1) 方言事象の一般的表記としては、ローマ字活字体大文字表記  
とする。——

ただし、その場合、本書では〈各巻にわたり〉、次の点、ローマ字表記法と異なる記しかたをしている。

イ. 長音表記——母音字を並記する

〔例〕 MEEEMEE [me:me:]

ロ. 同母音の並列——後行母音字左肩に'を付す

〔例〕 MAGUWA'ARAI [maguwaarai]

SHINSHII'IMO [shinshi:imo]

ハ. 撥音と母音の並列——後行母音字左肩に'を付す

〔例〕 JIMPUN'OKE [dʒimpun oke]

(2) 注目部分は SAMUKA のようにローマ字活字体大文字で記し、注目部との関連で必要な、その前後の非注目部分は、「った」のごとくひらがな表記とする。

(3) それらの全体的まとめは " " でくくってあらわす。

(4)

〔例〕 ME(E)KAI(KAGO)

上例中の(E) (KAGO)など( )にくくられた部分——事象の形

態が、( )中の部分のないもの、あるもの、そのどちらをもあわせあらわす。〈したがって、MEKAI, MEEKAI, MEKAIKAGO, MEEKAIKAGO の4事象をあわせあらわしていることになる。〉

8. 注記欄における地点番号の配列順序について

次のような順序で記す。

1 □□	} 関東本土部
:	
6 □□	
7 □□	
6 - □□	関東島嶼部
8 □□	} 関東近接周辺部
:	
12 □□	

9. 当該地図右側の「凡例・注記」欄に記述がおさまらない場合は、そのつづきを、左ページ（前地図裏面）にわたって記すようにしている。

10. 調査項目体系・質問文一覧・全巻の序説等は、第一巻に記載されている。